

内閣府令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類

別表第一（別記様式以外の部分に限る。以下同じ。）一の項中「第五条の二第三項第五号」を「第五条の二第三項第六号」に改め、「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改め、同表四の項中「第五条の二第三項第五号」を「第五条の二第三項第六号」に改め、同表の備考六中「とは」の下に「、第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては」を加え、同表の備考十三を同表の備考十四とし、同表の備考十から同表の備考十二までを同表の備考十一から同表の備考十三までとし、同表の備考九の次に次のように加える。

十 法第五条の二第三項第二号に該当する者で、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出することを要しない。

この府令は、公布の日から施行する。